

## (公社) 砂防学会謝金等規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会（以下「本会」という）の事業に伴う報酬、謝金（以下「謝金等」という。）の支払いに関して必要な事項を定めるものである。

### (謝金等の種類)

第2条 本会が支払う謝金等は、「講演謝金」、「委員謝金」、「原稿執筆謝金」および「業務報酬」とする。

- 2 講演謝金は、本会が主催する総会、研修会、講習会等における講演、講義、実習又は実技指導等の講師に対して支払うことができる。
- 3 委員謝金は、本会が主催する委員会等への出席者に対して支払うことができる。ただし、会長が必要と認める場合以外は原則として支給しない。
- 4 原稿執筆謝金は、本会の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者に対価として謝金を支払うことができる。
- 5 業務報酬は、業務に直接協力する者に対する報酬及び謝金を支払うことができる。

### (謝金等支払基準)

第3条 第2条に定める謝金等の額は別表1によるものとする。

### (交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第4条 第2条に定める謝金等の対象者には、第3条に定める謝金等に加えて交通費及び宿泊費等を支給することができる。

- 2 交通費及び宿泊費は、本会旅費支給規程に準拠する。

### (支払方法)

第5条 謝金は本人の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、本人が特に希望する場合は現金で支払うことができる。

- 2 謝金の支払いにあたっては、本会は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
- 3 法人に対して謝金を支払う場合は、源泉徴収は行わない。

### (雑 則)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成 29 年年 3 月 30 日より適用する。

この規程は、令和 6 年 10 月 17 日から適用する。

別表 1

種 類	程 度	単 位	単 価	摘 要
講演謝金	通常	時 間	5,000 円	正会員は無償 留学生は対象とする
	高度な内容	時 間	20,000 円	シンポジウム話題提供 資格更新講習（予定）等
	特に高度なもの	時 間	30,000 円※	総会特別講演 等
委員謝金	通常	時 間	0 円	正会員は無償 非会員の委員は想定して いない。
	高度な内容	時 間	4,000 円	試験問題作成謝金 試験採点、面接謝金 受託業務謝金（会長が認 めたもの） 等
	特に高度なもの	時 間	8,000 円	会長が特に認めたもの
原稿執筆謝金		A 4 判 1 頁	2,000 円	正会員は無償 砂防学会誌依頼原稿 （論説、講座等）等
業務報酬		時 間	最低賃金 （東京都、 最新年度を 適用）	試験監督員謝金 研究発表会スタッフ謝金 等

※特に高度な内容の講演に対しては、学会長が認めた場合は 1 時間当たりの単価を、30,000 円を超えて支払うことができる。